

第三者機関の機能について

市行政の対応方針

- （仮称）公文書管理条例の規定及びこれに基づく制度は、国に準じることを想定し、条例制定後は、第三者機関を設置する。
- 現在の公文書管理制度審議会の機能は、条例制定後の第三者機関に継承する。
- 条例制定後は、公文書管理制度の運用状況の点検・改善等の機能を想定している。

国の第三者機関の機能

次に掲げる場合は、諮問しなければならない。

- ① 特定歴史公文書の利用に係る処分等について審査請求があったとき
- ② 政令（公文書管理法施行令）を制定・改正しようとするとき
- ③ 行政機関の長が行政文書管理規則を制定・改正しようとするとき
- ④ 公文書館長が利用等規則を制定・改正しようとするとき
- ⑤ 保存している特定歴史公文書を廃棄しようとするとき
- ⑥ 内閣総理大臣が行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善を勧告しようとするとき

※第三者機関を設置している各自治体における機能は、別紙のとおり

まとめの方向（案） ・ 継続して課題整理を行うこと

●まとめの方向（案）

条例制定後の第三者機関の機能は、大きくは次の3つとする。

- ① 歴史的公文書の利用に係る処分等についての審査請求に対する調査審議
- ② 歴史的公文書の廃棄についての調査審議
- ③ 公文書等の管理に関する重要な事項についての調査審議

●継続審議

廃棄を行う際の同意等の措置は、自治体によって規定が異なる。第三者機関からの意見聴取を行う規定を設け、国以上の取組を行っている自治体もあるが、尼崎市では、歴史博物館に専門職を配置し、その専門性のもとに、歴史的公文書の収集、保存、公開を長年にわたり実施しており、蓄積されてきた実務経験等がある。こうしたことも踏まえ、継続して審議を行う。

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例（参考）

（設置）

第2条 次の各号に掲げる事務を処理させるため、市長その他の執行機関の附属機関として、審査委員会を置く。

(1) 行政不服審査法の規定により同法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項(次に掲げる条例に基づく処分又はその不作為についての審査請求に係るものに限る。)を処理すること。

ア 尼崎市情報公開条例

イ 尼崎市個人情報保護条例(以下「個人情報保護条例」という。)

(2) 個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(3) 特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により同項に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項を処理すること。

2 審査委員会は、前項各号に掲げる事務を行うほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進に関する重要な事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。